

種別	療法人員		計	手術治療人員		計	非手術療法人員		計	種別
	計	%		計	%		計	%		
五歳以上										
六歳以上										
七歳以上										
十一歳以上										
三十一歳以上										
四十一歳以上										
五十一歳以上										
計										
%										

種別	現在視力		現在視力		現在視力		種別	計
	計	%	計	%	計	%		
右							右	
左							左	
兩							兩	
右							右	
左							左	
兩							兩	
計							計	
%							%	

一般住民検診による「トラホーム」治療者調（平地）

種別	療手 法術 人員 的		計	手 療 治 人 員		全 ク 治 療 セ ザ ル モ ト ノ （ 解 説 自 然 治 癒 ）	合 計	檢 驗 人 員 對 %	片 眼 治 療 （ 片 眼 健 康 治 療 ）		兩 眼 治 療
	計 女 男	計 女 男		計 女 男	計 女 男				計 女 男	計 女 男	
五 一 歲 以 上											
十 六 歲 以 上											
二 十 一 歲 以 上											
二 十 一 歲 以 上											
三 十 一 歲 以 上											
三 十 一 歲 以 上											
四 十 一 歲 以 上											
四 十 一 歲 以 上											
五 十 一 歲 以 上											
計											
%											

種別	合 計		種 別	合 計	指 數 在 視 力 辨 別	○ 現 在 視 下 力	○ 現 在 視 上 力
	計 女 男	計 女 男					
一 週 以 上			右				
二 週 以 上			左				
三 週 以 上			兩				
四 週 以 上			右				
五 週 以 上			左				
計			兩				
%			右				
長 短 均 平			左				
			兩				

種別	療法人的		非手術的		計		人手療法員治		余ク治療セサ(所治患者)		合計		種別
	計女	計男	計女	計男	計女	計男	計女	計男	計女	計男	計女	計男	
五歳以上													五歳以上
十歳以上													十歳以上
二十歳以上													二十歳以上
三十一歳以上													三十一歳以上
四十歳以上													四十歳以上
五十歳以上													五十歳以上
以五十一歳													以五十一歳
計	101	144	200	280	381	464	49	67	206	286	315	433	計
%	4.0	5.9	15.6	21.2	29.7	38.7	2.0	2.7	8.2	11.4	12.6	17.2	%

合計	種別	現在視力		現在視力		現在視力		合計
		計女	計男	計女	計男	計女	計男	
101	右	10	15	12	18	15	22	101
144	左	15	22	18	27	22	33	144
200	兩	22	33	27	40	33	50	200
280	右	33	50	40	60	50	75	280
381	左	50	75	60	90	75	112	381
464	兩	75	112	90	135	112	167	464
49	右	5	8	6	9	8	12	49
67	左	8	12	9	14	12	18	67
206	兩	12	18	14	21	18	27	206
286	右	18	27	21	31	27	40	286
315	左	27	40	31	46	40	60	315
381	兩	40	60	46	69	60	87	381
433	右	60	87	69	103	87	129	433
464	左	87	129	103	154	129	191	464
49	兩	12	18	14	21	18	27	49
67	右	8	12	9	14	12	18	67
206	左	12	18	14	21	18	27	206
286	兩	18	27	21	31	27	40	286
315	右	27	40	31	46	40	60	315
381	左	40	60	46	69	60	87	381
433	兩	60	87	69	103	87	129	433
464	右	87	129	103	154	129	191	464
49	左	12	18	14	21	18	27	49
67	兩	18	27	21	31	27	40	67
206	右	27	40	31	46	40	60	206
286	左	40	60	46	69	60	87	286
381	兩	60	87	69	103	87	129	381
433	右	87	129	103	154	129	191	433
464	左	129	191	154	228	191	283	464
49	兩	18	27	21	31	18	27	49
67	右	12	18	9	14	12	18	67
206	左	18	27	14	21	18	27	206
286	兩	27	40	21	31	27	40	286
315	右	40	60	31	46	40	60	315
381	左	60	87	46	69	60	87	381
433	兩	87	129	69	103	87	129	433
464	右	129	191	103	154	129	191	464
49	左	18	27	14	21	18	27	49
67	兩	27	40	21	31	27	40	67
206	右	40	60	31	46	40	60	206
286	左	60	87	46	69	60	87	286
381	兩	87	129	69	103	87	129	381
433	右	129	191	103	154	129	191	433
464	左	191	283	154	228	191	283	464
49	兩	27	40	21	31	27	40	49
67	右	18	27	14	21	18	27	67
206	左	27	40	21	31	27	40	206
286	兩	40	60	31	46	40	60	286
315	右	60	87	46	69	60	87	315
381	左	87	129	69	103	87	129	381
433	兩	129	191	103	154	129	191	433
464	右	191	283	154	228	191	283	464
49	左	27	40	21	31	27	40	49
67	兩	40	60	31	46	40	60	67
206	右	60	87	46	69	60	87	206
286	左	87	129	69	103	87	129	286
381	兩	129	191	103	154	129	191	381
433	右	191	283	154	228	191	283	433
464	左	283	433	228	342	283	433	464
49	兩	40	60	31	46	40	60	49
67	右	27	40	21	31	27	40	67
206	左	40	60	31	46	40	60	206
286	兩	60	87	46	69	60	87	286
315	右	87	129	69	103	87	129	315
381	左	129	191	103	154	129	191	381
433	兩	191	283	154	228	191	283	433
464	右	283	433	228	342	283	433	464

一般住民検診による「トラホーム」治療者調 (町部)

種別	療手術人員的		計		手療治人員		全ク治療 (所謂盲蝕治療)		合 計		検診人員對%		片眼治療 (片眼健、片眼弱)		兩眼治療	
	計女	計男	計女	計男	計女	計男	計女	計男	計女	計男	計女	計男	計女	計男	計女	計男
五歳以上																
十六歳以上																
二十一歳以上																
二十歳迄																
三十一歳以上																
三十歳迄																
四十一歳以上																
四十歳迄																
五十一歳以上																
五十歳迄																
以五十一歳以上																
計	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
%																

合 計	種 別		合 計	現在視力		現在視力		現在視力		年 齡 別	手 術 的 治 療 回 數		非 手 術 的 治 療 回 數		日 的 調 査 回 數		最 長 最 短 均 平	
	計女	計男		指 數	指 數	指 數	指 數	指 數	指 數		一 回	二 回	一 週	二 週	三 週	四 週		五 週
七二			七二							一歳以上	一	二	一	二	一	二	一	二
三三			三三							六歳以上	三	四	三	四	三	四	三	四
三三			三三							十二歳以上	三	四	三	四	三	四	三	四
四三			四三							十八歳以上	四	五	四	五	四	五	四	五
六元			六元							二十五歳以上	六	七	六	七	六	七	六	七
七元			七元							三十一歳以上	七	八	七	八	七	八	七	八
七元			七元							三十七歳以上	七	八	七	八	七	八	七	八
八元			八元							四十三歳以上	八	九	八	九	八	九	八	九
九元			九元							四十九歳以上	九	一〇	九	一〇	九	一〇	九	一〇
九元			九元							五十五歳以上	九	一〇	九	一〇	九	一〇	九	一〇
九元			九元							計	九	九	九	九	九	九	九	九
三三			三三							%								
四三			四三							最長								
六元			六元							最短								
七元			七元							平均								

一般住民検診による「トラホーム」治療者調 (農村)

種別	計		手術人員		非手術人員		種別
	計	%	計	%	計	%	
五十一歳以上	10	0.2	0	0.0	10	100.0	10
四十歳以上	15	0.3	0	0.0	15	100.0	15
三十歳以上	20	0.4	0	0.0	20	100.0	20
二十歳以上	30	0.6	0	0.0	30	100.0	30
十歳以上	40	0.8	0	0.0	40	100.0	40
五歳以上	50	1.0	0	0.0	50	100.0	50
計	500	10.0	0	0.0	500	100.0	500

種別	合 計		現在視力		現在視力		現在視力		種別
	計	%	計	%	計	%	計	%	
右	100	2.0	100	2.0	100	2.0	100	2.0	右
左	100	2.0	100	2.0	100	2.0	100	2.0	左
兩	100	2.0	100	2.0	100	2.0	100	2.0	兩
計	200	4.0	200	4.0	200	4.0	200	4.0	計

種別	計	非手術人員的	手術人員的	手療治人員		全ク治療セザルモノ(原病自癒癒)	合計	合計	検診人員對%		片眼治療(片眼健康モノ)	兩眼治療		種別		
				計	女				計	女		計	女		計	女
				男	女				男	女		男	女		男	女
五歲以上														右		
十六歲以上														左		
二十一歲以上														兩		
三十一歲以上														右		
四十一歲以上														左		
五十一歲以上														兩		
以上														計		
														%		
計																
%																

合計	種別	現在視力			合計	年齡別	手術的療法	回数	非手術的療法	回数	計	%
		指在視力	現在視力	現在視力								
		計	女	男								
					一歲以上							
					六歲以上							
					十一歲以上							
					十六歲以上							
					二十一歲以上							
					三十一歲以上							
					四十一歲以上							
					五十一歲以上							
					計							
					%							
					一週							
					二週							
					三週							
					四週							
					五週							
					以上							
					計							
					%							
					長							
					最							
					短							
					均							
					平							

附

各府縣民間療法の状況

本件に關し回答を得たるは京都、埼玉、群馬、茨城、岐阜、石川、島根、廣島、沖縄の一府八縣にして別表の通りなるが之れを集約するに

點眼、洗眼、
卷法、
機械的療法、
に分れ

點眼、洗眼に於ては硼酸水、赤「キンチャ」草、「セキノヨ」草、番茶、「グラニ」藥、薄荷草、砥草、「オバコ」、「ホーレン」草根、「ツリ」草、佛草花、菊花瓣、梅干汁、黃蓮汁、魚眼乾粉液、「ホーレン」草等の溶液、浸煎劑を以て點洗眼を行ひ又は人乳を點眼する等何れも收斂、緩和、消炎に多少の効果あるべしと思料せしむるものを用ひ居るは蓋し漢法の口碑其他より出發したるものなるべく。

機械的療法 に在りても其昔ギリシヤ、ローマ時代(ヒボクラテス時代)無花果の葉、烏賊の甲種々なる海魚の粗糙なる皮等を用ひて搔把せると相似たるものあり聊か背脊に值するもの少なからず、即ち燈心による摩擦、山吹の心を以てする顆粒の摩擦、オバコ草の纖維による摩擦、燈心を硼酸水にて浸し摩擦する法、莖の白根を切り其の切斷面にて患部を擦り蜜柑の汁を灌ぎ後卵白にて洗滌するが如き複雑なる等の諸法あり。

其他「ウグイ」の木皮を煎じて卷法を行ひ「オバコ」の皮を眼瞼に貼じ、灸術を施し果ては海水を以て洗眼する等彼の迷信的療法と異なり中には理論的根據あるべく認めらるゝものも少なからず。

「トラホーム」關係賣藥として各府縣より集め得たるもの二二五種、内「トラホーム」目藥と打銘せるもの十種あれども其醫治效能は他の目藥と同様他の結膜疾患をも包含せるか左なくば不明なり。其他の賣藥は何れも「トラホーム」を或は主とし或は副とし他の結膜角膜の疾患を目標せるものにして特殊又は特に名聲赫々たるが如きものを見ず。

各府縣別「トラホーム」治療民間藥及民間療法 (昭和二年全國)

北海道	不詳
東北	不詳
東京府	不詳
大府	不詳
神奈川縣	不詳
兵庫縣	不詳
長崎縣	不詳
新潟縣	不詳
埼玉縣	不詳
群馬縣	不詳
千葉縣	不詳
茨城縣	不詳
栃木縣	不詳
奈良縣	不詳
三重縣	不詳
愛知縣	不詳
靜岡縣	不詳
山梨縣	不詳
滋賀縣	不詳
岐阜縣	不詳
長野縣	不詳
富山縣	不詳
福井縣	不詳
石川縣	不詳
岩手縣	不詳
青森縣	不詳

硼酸水にて患部を洗滌するものあり。セキノヨ草を煎じて用ゆるもの。赤キンチャと稱する草を煎じて用ゆるもの。番茶を煎じて用ゆるもの。多羅尼藥(ダラスケ)を溶解して用ゆるもの、當藥草(センブリ)を適當量の水に入れて煎じたるものを以て洗滌するもの。薄荷草を煎じたるもの。番茶に鹽を混じたるものにて洗滌す。煙草の「ズ」を溶かして洗滌す。砥草を煮たる汁液にて眼症局部を洗ふ。燈心を水に浸し眼症局部を摩擦すれば治癒す。

硼酸水、鹽水にて洗滌す。
山吹の心を以て内角膜に生じたる顆粒を摩擦する方法行はれ居れり。

「ハムス」草の纖維にて結膜面を摩擦すること。「オバコ」を煎じて洗滌す。

「オバコ」の根を水に浸したる汁にて眼を洗滌す。「ホーレン」草の根の汁にて洗滌す。硼酸水、汐茶、食鹽水にて洗滌す。人乳を點眼する。燈心に硼酸水を浸し眼瞼を摩擦す。

不詳
不詳
「オバコ」草を煎じ洗滌し居れり。
不詳
硼酸水にて濕布すること、灸點を爲すこと。
不詳

ヘツリ草の汁を以て洗眼すること。茶湯に小量の食鹽を混じ洗眼すること。硼酸水を以て洗眼すること。人乳を眼に注入し或は「ホウヅキ」の汁を以て洗眼すること。

佛草花を湯に浸し其の汁を以て眼を洗滌すること。不熟の蜜柑の汁で一日數回洗滌すること。海水を以て毎朝洗滌すること。莖の白根を切り其の切斷面にて患部を擦り蜜柑の汁を注ぎ後期の白味にて洗滌すること。度重れば全治すと云ふ。
菊の花瓣を熱湯に投じ硼酸と混合したる汁を點眼すること。梅干に熱湯を注ぎ眼尻に注入するもの及少量の硼酸に湯を以て溶解し脱綿にて洗眼すが如き殆どに行はる地方あり。藥用植物黃連を搾り其汁を點眼し又は同植物を煎じて洗眼す。魚眼を乾燥し粉末として水に溶し洗眼するもの或は俗に「ウツカイ」と稱する木皮を煎じて湯法し又は茶殻を以て湯法すること。ホーレン草の葉を煮て其の湯にて洗眼ふ。硼酸水にて洗眼する療法あり。オバコ(草)の皮を眼瞼に貼布するの療法。

各府縣別「トラホーム」専門の賣藥又は之に類する賣藥並に其の推定實效

不詳
不詳

コマキ點眼藥(トラホーム、結膜炎、角膜炎)。トモダ活眼(トラホーム、結膜炎、のぼせ目、ほし目、かすみ目、やに目)。アーク目藥(結膜炎、充血、春季加答兒、トラホーム)。眼藥(はやり目、トラホーム、たゞれ目、かすみ目、のぼせ目、ほし目、ち目、太陽目藥(眼瞼腫脹、結膜充血、結膜發赤、結膜腫脹、充進羞明眼、トラホーム)。神効水(はやり目、ほし目、ち目、やに目、こり目、かすみ目、のぼせ目、はれ目)。目藥金龍水(はやり目、かすみ目、こり目、つき目、のぼせ目、たゞれ目、ち目)。妙眼水(トラホーム、結膜炎)。彌生小兒用目藥(顆粒性結膜炎、時候眼疾、充眼)。中村目藥(結膜充血、結膜加答兒、結膜炎、顆粒性結膜炎、眼球結膜充血、トラホーム)。三滴目藥(のぼせ目、かすみ目、眼球血症)。陶化目藥(トラホーム、はやり目、血目、のぼせ目、かすみ目、ほし目、つかれ目、こり目)。眼科専門目藥(はやり目、トラホーム、やに目、たゞれ目、かすみ目、ほし目、はれ目)。民間目藥(急性結膜炎、トラホーム)。三益目藥(急性慢性トラホーム、水泡性結膜炎、結膜炎)。柳谷目藥(急性慢性トラホーム、はやり目、星目、たゞれ目、かすみ目、結膜充血、顆粒性結膜炎、突目)。シライ小兒目藥(トラホーム、結膜炎)。君治目藥(急性慢性結膜炎、慢性結膜炎、結膜充血、眼瞼腫脹、角膜炎、角膜パンヌス、トラホーム)。ニム目藥(結膜充血、急性慢性結膜炎、結膜充血、眼瞼腫脹、トラホーム)。内保目藥(急性慢性結膜炎、のぼせ目、はやり目、かすみ目、こり目、トラホーム、眼瞼腫脹、眼球充血)。チンク水(結膜炎、トラホーム、眼瞼腫脹)。日藥(はやり目、トラホーム、のぼせ目、結膜炎、たゞれ目、血目、打撲目)。宮津目藥(結膜炎、のぼせ目、結膜充血、はやり目、眼瞼腫脹、たゞれ目、トラホーム)。大正目藥(結膜炎、結膜加答兒)。神靈目藥(結膜充血、加答兒性結膜炎、トラホーム)。大佛目藥(急性慢性結膜炎、濾胞性結膜炎、急性慢性トラホーム)。アウケン水(急性慢性結膜炎、結膜充血、トラホーム)。シライ目藥(トラホーム、急性慢性結膜炎)。清眼水(はやり目、トラホーム、のぼせ目、ち目、かすみ目、たゞれ目)。アイウオトマイグクニ(トラホーム、結膜炎、はやり目)。ヤギ點眼藥(トラホーム、眼瞼腫脹、急性結膜炎、慢性結膜炎)。チヤイミンク(結膜充血、トラホーム、急性慢性結膜炎)。臨急目藥(結膜炎、結膜充血、トラホーム)。家庭目藥(結膜炎、結膜充血、眼瞼腫脹、眼瞼腫脹)。京大式目藥(眼瞼腫脹、結膜加答兒、トラホーム、眼瞼腫脹、急性結膜炎、眼瞼腫脹、トラホーム)。白川目藥(はやり目、トラホーム、のぼせ目、たゞれ目、ち目)。ウエハ目藥(結膜充血、急性結膜炎、眼瞼腫脹、トラホーム)。眼藥(結膜炎、トラホーム)。島田目藥(急性慢性トラホーム、眼瞼腫脹、急性慢性結膜炎、結膜充血、結膜溢血)。田の點眼藥(眼瞼及眼球の結膜炎、結膜下溢血、トラホーム)。ユニオン目藥(結膜充血、眼瞼腫脹、急性慢性結膜炎、結膜カタル、トラホーム)。點眼藥(結膜炎)。サカ藥局目藥(結膜炎、結膜充血、トラホーム)。強度シマヤ目藥(トラホーム、のぼせ目、かすみ目、ほし目、たゞれ目、つかれ目)。シマヤ目藥(結膜炎、結膜充血、トラホーム)。結膜炎、トラホーム)。全快目藥(結膜炎、トラホーム、眼瞼腫脹、結膜充血)。大京目藥(結膜充血、加答兒性結膜炎、結膜充血、結膜春季加答兒、顆粒性結膜炎)。伊庭目藥(トラホーム、急性結膜炎、結膜充血)。銀明水(トラホーム、急性結膜炎、眼瞼腫脹)。カミナール水(トラホーム、結膜炎、眼瞼腫脹、創傷)。カネタ目藥(トラホーム、急性結膜炎、眼瞼腫脹)。アホ水(トラホーム、加答兒性結膜炎、濾胞性結膜炎、口内炎)。

石川縣	不詳
富山縣	不詳
島根縣	ロート目薬、火學目薬、一畑目薬、トラホーム目薬、ホシ目薬。
島根縣	弘法大師目薬、點眼、治眼水、眼病明治水、精養水、右福温泉目薬、天眼水、改良點眼水、眞珠散、家傳目薬、鮮眼水、ドクトル目薬、順天堂目薬健眼液。
岡山縣	不詳
廣島縣	不詳
山口縣	大師目薬、兒玉目薬、大正目薬、メグスリ明星、美活目薬、スチン目薬、博士目薬、井上目薬、杉山目薬、安心目薬、ハトラ目薬、日の藥、厚東目薬、トラホーム専門薬、精養水、點眼水、點眼藥、晴眼水、眼藥ふしぎの水、點眼水、大田目薬、八千代目薬、ロイヤル目薬、特製點眼劑、藥局目薬、安永トラホーム目薬、安永目薬、正木眼藥、博士目薬、清眼水、河谷第一目薬、河谷第二目薬、河谷第三目薬、藤點水目薬、林治眼水、日藥アドリン、眼明水、二日目薬、篠原晴眼水、磯部目薬、日藥、點神水、速効目薬、タイ目薬、太陽目薬、六神目薬、洗眼水、日だてぐすり、めぐすり、眼藥精水、次賀點眼水、獨結目薬、三陽堂點眼藥、日藥ナオール。
和歌山縣	高野目薬。
徳島縣	不詳
香川縣	不詳
愛媛縣	不詳
高知縣	不詳
福岡縣	不詳
大分縣	不詳
佐賀縣	不詳
熊本縣	不詳
宮崎縣	不詳
鹿兒島縣	不詳
沖縄縣	不詳
日本目薬、トラホーム、結膜炎、眼瞼緣炎、流行性眼炎、カテイ目薬、トラホーム、たぐれ目、結膜炎、はやり目、フツタ目薬。	

第十章 各國に於ける「トラホーム」豫防施設の概要

第一節 大勢

文明諸國已に著しく本病少し、例令是れありとするも多くは局部的にして學國一致の活動を要求するが如き形勢にあらざる爲か、最近時に於ける各國の事情を知悉するに足る資料乏しく、現時本病を傳染病として取扱ひつゝある二十九ヶ國に就ても其細目に亘る諸規定を得ず。乍然十九世紀より二十世紀に掛けては當時文化の中心とも稱すべき歐洲各國に本病跳梁したる關係上戰跡の記録に徴すべきものなきにあらず。以下述べんとする處も亦主として當時の状況にして、之れに最近の事情を集拾補足したるものなり。

第二節 ドイツ

第一、普國「トラホーム」豫防策

普國に於ける「トラホーム」豫防策は之を大體二となす。

(一) 「トラホーム」病源地たる隣邦より病毒の潛入を防止すること

(二) 國內の「トラホーム」を撲滅すること

(イ) の目的を達成せんには

(イ) 先づロシア及ポーランド人労働者の入國に對して對策を講ずる必要あるも「入國禁止」は國內労働者少なき爲め國家經濟上許されず。

(ロ) 従つて起るべき問題は「入國者の檢診」にして一八九九年の規則によれば、労働者が入國すれば直ちに仕事提供者の經費を以て檢診を施行せしめざるべからず、而して本規則の嚴重なる勸行により起業家は自發的に「トラホーム」患者の發見に努むるに至りたり。

(ハ) 國際鐵道交通部にては普通ロシア人に對しては何等制限なきもアメリカ移民に對しては衛生警察上監視を行ひつゝあり。

(ニ) 境界檢診所、即獨逸の二大海運協會が境界鐵道ステーションをバヨレン、アイトクイン、オットチン、プロスチンの四ヶ所に設置し、此の地に少くとも三ヶ月間那醫の檢診の下に滞在を命ぜらる、同會社にては此の施設の實施には極力盡力し居れり、これ即「トラホーム」患者はアメリカより會社の費用にて送還せしめらるるによる。

一九〇〇年にはオットチンのみならず、トラホームの爲め三三〇人の渡航者は不合格となれりと云ふ。然れども密航者あるを以て會社は更にスパンダウのローレーベ驛に尙一ヶ所の滞在地を設置せり。

(二) の目的を達成せん爲め

- (イ) 東部より西部に病毒を傳播せしむる移動労働者に對し行政官廳に於て検診を施行し豫防を講せり。
- (ロ) 大工場、建設起業者、住宅組合、慈善組合等の起業者は尙生活並に住居關係の世話をなすあり。然れども都市の主要部に於て勃興しつゝある陸地投機熱の爲屢々困難に遭遇せり。
- (ハ) 季節的労働者の屋舎に對し彼れ等の健康視察に兼ね郡醫をして監視せしむるは有望なりとせり。
- (ニ) フロイセン殊に東部フロイセンは、トラホーム病源地にして、之に對する國內的豫防の爲め、一八八五、六年以來普國にては漸次多額の醫療費を計上し「トラホーム」に對する國家的防壁の道を開けり、其の費用一八九八年には實に三五〇、〇〇〇「マーク」に上れりと云ふ。
- (ホ) 一八九六年以來從來の如く、既設醫官のみにては充分の効果を擧ぐるに至らざる各般の事情より、眼科の權威者就中Foster, Hirschberg, Kubnt, Schmidt, Limpler, Graef等の如きを行政廳委員として各病源地に派遣し検診に當らしめたり。其當時委員の報告によれば、從來他の知り得たる以上の「トラホーム」患者を發見したりと云ふ。

第二 「トラホーム」豫防に關する規則的根據

一、傳染病編入、檢診治療

一八三五年八月八日に發布せられたる「トラホーム」の豫防に關する命令あり一九〇三年頃は舊府縣にのみ有効にして此の規則の主旨は、「傳染性疾病を有するものは旅券を交付せず及傳染性眼炎を有するものは公開の場所に於て他人と接觸するを得ず」にあり。

一八六二年十一月十一日改正の普國省令

「地方警察官廳は急性容疑患者を發見し、且治療を督勵し其の際源泉を確め、無害たらしめざるべからず。行政廳は「トラホーム」の症候蔓延並其豫防法を公示すべし」とあり。

鑛業、工場労働者、並移動労働者による「トラホーム」の蔓延を防ぐ爲め一九〇〇年六月二十三日省令を以て此れ等労働者に對し檢診を受くべき義務を付け居れり。

普國王立高等行政裁判所の判決(一八九九年六月二十日)によれば

「トラホーム」は一八三五年八月八日附命令の所謂傳染性疾病に屬す、警察官廳が傳染の危險を除去する爲め、患者の治療を同規則中に規定し得るのみならず、患者を直接強制に依りて治療院又は指定したる醫師に導致するは正當なり」とあるより見れば「トラホーム」豫防規則は相當權威ありたるものと云ふべし。

二、届出の強制

一九〇〇年頃迄は獨逸は勿論普國全體に共通のものなく、一部の州例へば東フロイセンに於ては強制し居るも、其の實績は遅々不振にして、之れに依り統計を作成し得ざる程度に在りたり。

「トラホーム」の報告義務

獨逸聯邦會議は一九〇二年帝國一般に有效なる「トラホーム」報告義務に關する部分的規定を決議せり。其要領は「警察官廳及軍隊は傳染性疾病の發生の場合及特に一九〇〇年六月三十日公布の獨逸帝國惡疫法第三十九條第三項により顆粒病新に群發したるときは警察官廳より軍隊に、軍隊内に發生の場合は軍隊より警察官廳に報告すべし、其消失したる場合亦同じ」の旨を規定せり。而して同年の規則とは「ペスト」癩、發疹チフス、痘瘡、黃熱を指すものにして其他の傳染性疾病は各聯邦の指定に一任して居る。

普國國會は、一九〇三年前記帝國惡疫法の施行規則案を決議し、一九〇一年四月一日より實施せられたるが、其第一條によれば「顆粒病は時を移さず所轄警察署に届出づべし」とあり、爾來獨逸各聯邦に於ては届出義務を規定せるものにして(フロイセン一九〇五年ハンプルヒ、バーデンでは一九一〇年末)現在にてはザクセンを除き全部報告せしめつゝあり。

三、郡醫職務規定と保健協會規定

普國に於ては一八九九年九月右に關する規定制定し之れに依つて官廳保健事務に關する徹底的新規定を得たる次第にて、尙千八百三十五年の規定に基き、從來各地とも約五〇〇〇人より成る保健協會ありしが(實は從來死せる建物の如く不振なりしが)此れによりて新らしき活動を囑目されつゝあり。殊に郡醫は今日何時にても會の招集を要求し得る制度なれば一層好都會なりと云ふ。

第三、陸軍と行政廳との聯絡

陸軍と一般公衆との聯絡に就ては獨逸軍醫はヴェルサイユ平和條約により兵員に對し二・九三% (他國は六%) に減せられしにも係らず、軍管區衛生官として軍管區醫を援助し、傳染性疾病流行の際はその原因を研究し土地の醫官と共に活動す。殊に軍隊と行政廳との間に相互報告を要する疾病に就ても規則の制定あり、且殆んど各軍管區には衛生細菌學的検査所が設置せられ、當面且特別の學問的研究に便しつゝあり。

り「トラホーム」に限らず一般衛生上) (Deutsches Reich u. Deutsche Medizin.)

尙獨逸に於ては「トラホーム」患者の家庭訪問をなして豫防上の世話を焼きたる時代あれども勞多くして效少なかりし爲め廢したり。

第三節 匈 牙 利

第一 短期講習

匈牙利に於ては Peter の進言により、一八八四年二五「トラホーム」醫に對し四十日間の短期講習を行へり。

されど此の制度は Peter の後任者 Prof. V. Gross によりて大部弛廢し、後には只二、三の「トラホーム」醫が除外的に置かれ、「トラホーム」の治療は病院に送るか或は外來的に醫官若くは囑託醫に依りて行はれ此の囑託醫は地方醫の監督の下に置かれたり。

第二、「トラホーム」事業協會の設立並活動

一八八六年主としてフオイヤーの建策に基き「トラホーム」事業協會を設立し、

- (一) 「トラホーム」患者を決定すること。
- (二) 醫療を確かむること。
- (三) 蔓延を防止すること。

右三項を事業とせり。

此の目的を達せん爲め一八八六年「トラホーム」豫防法を制定せり。其の内容は主として

- (一) 學校に於ける規則的検査。
- (二) 工場に於ける規則的検査。
- (三) 現役より歸還する兵の全部に對する規則的検査。
- (四) 或る地方より退去し又は進行する勞働者に對する規則的検査。
- (五) 右に依り發見されたる患者は直ちに外來又は入院治療を受けしむること。
- (六) 從來「トラホーム」病竈地方と目されたる地方に於ては一層嚴格なるを要す。

- (七) 一地方に「トラホーム」病竈地の疑ひあるときは先づ豫備検査を行ひ此際土地の各家庭よりは多數の検査者を出し、若し此の検査によりて三——四家族「トラホーム」に罹病し居るときは全住民に對し検査を施行す。
 - (八) 此の全住民「トラホーム」検査は「トラホーム」病竈地」に於ては年々所々に行ふ。脱漏者は追加検査を行ふ。
 - (九) 一般的無料治療の世話は行政官廳に於て之を行ふ。
 - (十) 從來の「トラホーム」病院の外新に三病院追設せらる。
- 以上の目的の爲め同國は年々一〇、〇〇〇「クローン」を計上せり、然れども其效果大なるものなかりしと云ふ Peter は要するに治療を行不徹底の爲めなりと云へり。

第三、強制治療

ハンガリーに於ては強制治療を施行せり。

官廳と何等かの理由で接觸ある人々(應招義務者、歸休兵犯罪人並勞働者旅券資格等の出願者)は官廳の検査を受け、「トラホーム」患者は資格證明用紙の顯著なる場所に記載せられざるべからず、若し如斯人々にして官廳の治療を受けざる時は金刑又は自由刑に處せられ、若くは病院に強制收容せらるる制度あり。

其他移動治療班、治療所等を設けて活動す。現に同國は本病の届出を強制し居れり。

第四節 其他の歐洲諸國

第一、オーストリア

一九二四年ハーゲンランドの學童を検査せるに二四・一%の多數患者(検査人員二、五五七患者六一六)を發見せるを以て、一九二五年には猛烈なる「トラホーム」運動を爲し「治療の意ならん」七・八%迄減少し得たり。

第二、ポーランド

元來本病多き地方なる丈本病を以て公衆保健上重大問題となし、公衆保健事務局にては公立學校、養育院、孤兒院等に就き検査を施行し其對策を講じつゝあり。

第三、チェコスロヴァキア及エソニア

一部には相當濃厚に存在し従つて保健上重大視され居れり。

第四、佛國に於ける本病豫防

一、反「トラホーム」聯合會の設立

戰時既に殖民地、屬領等より徴發されたる軍人、勞働者に「トラホーム」多きを見、豫防治療に關し法令を發して努力し來りたるが、平和後 (Charles Nicolle及チユニスの衛生局長並マルセーユのAnbrat教授等の主唱に基き、一九二三年四月三十日、パリに於て反「トラホーム」聯合會(Ligue Contre Trachome)が設立され、

反「トラホーム」中央委員

Ch. Nicolle, V. Moranx, Anbrat, Cuendet, Sergeant, Cortela, Truc, Laurange, Navras, Baillart, Tandon, Paul Petit,

名譽委員

Dr. Roux (ハストゥール研究所長) 外務、内務、殖民、衛生各省大臣 M. M. Steg (プリジエリ總督) Liantey (將軍) Lucien Saint (チユニス總督) 及印度支那總督

名譽會員

M. M. Goussien, Colnette, Abadie, Dr. de Lapersonne, Dr. Léon Bernard, Drs. Marc Calkin, Cirincanne, Marguez, Gallenacerts, Manolescu

で本病の豫防撲滅、機關雜誌の發行、並に研究に當りつゝありとのことなり(庄司「トラホーム」豫防協會雜誌大正十四年四月發行)。

第五、オランダの強制治療

同地にては從來「トラホーム」多かりしも、一九一四年學童七〇、〇〇〇人を検査し四五・八%の患者を發見し、五ヶ年に亘り強制治療を行ひたる結果、四・一%即ち十分の一に減少せりと云ふ。

第六、歐洲各國に於ける治療所の豫防措置

向井(醫博)の報告によれば(昭和二年中央眼科醫報第十九卷第一號)歐洲各地大學にては「トラホーム」患者に對しては診察時間、場所、病室其他取扱を全然別個にし、然も其設備取扱完全なり、殊にキョエーニヒスベルヒ、ブラーグ、ブクベスト、ヅキン等の「トラホーム」病舎

は代表的の設備を有す(寫眞添付)とあり蓋し百萬言の豫防講話に勝るものあるべし。

第五節 埃及ツニスに於ける豫防措置

埃及は歐洲「トラホーム」の母地とせられ、今尙超高率の本病患者を有する國なるが、英國管理に移り、同政府は埃及に衛生部と「トラホーム」専任醫官(現下マクラン)を置き豫防措置を講ずるに至るや慈善家ロルドカツセルは私財五十萬圓(内外)を授じ政府の支出十五萬圓と併せ其他私人の喜捨を合して活動の資を得、國內七、八ヶ所の眼病院を建設し、外に移動病院を造り、

年 額 費 (常置病院)	一五〇、〇〇〇圓
入 院 患 者	五、〇〇〇人
外 來 患 者 (延)	六〇〇、〇〇〇人
外來一ヶ年經費總額	四〇〇、〇〇〇圓

の盛況を呈し殊に移動病院は輕便簡易に作られ、醫師一名を伴ひ單に地方の患者を治療し手術をも爲すのみならず、地方在住醫師に「トラホーム」の講習をさへ行ひつゝある實況なり(河本博士大正六年)。

尙ツニス伊領にも本病多く、伊太利政廳は協會を興し、毎十月學童検査を施行し、輕症は通院重症は入院加療且休養せしめ軍隊より本病を除き居れり(Varese 1926)

第六節 亞細亞地方

第一、シベリヤ

Frau Dr. Puttata Kerschhammer は異動眼科醫團體を組織し、シベリヤ各地に長期滞在し、全眼病患者の検査治療を行ひし以來、此の異動眼科醫團は Prof. Bljurninow によりて振興せられ、且マリヤ・フエラドロナー皇后陛下の攝政の下に立つ盲人豫防局に作り上げられ、充分なる活動と確實なる保護とを受くるに至れり。

而して一八九三年以來大學の暑中休暇中、眼科學者の選征を受け、完全なる藥品器械を備へ移民に對し無料診療を行へり。此の盲人保護局は盲人の學術的研究の外、原因に對する撲滅を第一條件として、移動班と病院とを有し、専門家を増し通俗書類を配布する等の事業をなせり。

右盲人保護局の事業を擧ぐれば、一八九三—一九〇〇年中少くとも一四二移動班を準備せり。且つ二一八、八四〇人患者を治療し、六五、六六八人の眼科手術を行へり。其上尙病院にては一八一、一八七人の患者を治療し、二〇、〇〇〇一人の手術を行へり。此の間豫防局にては六三眼病治療所を作り、其の中一〇は病院なり。斯くの如く當時シベリヤ各地に於ける眼科醫團は盲人救済の意味より出發せられたるものなれども、「トラホーム」患者数の多かりしに思ひ及ぶときは同時に豫防並撲滅に關する施設も亦行はれたるものならん。

第二、イラツク

同地方には八〇%の患者あり。文化保健協會病院にて治療せる患者
一九二三年 四七七
一九二四年 三八七

に及び又一九二三年バグダツト市立「トラホーム」病院にて治療せる者九七二人、一九二四年には新患者一六、八三八を治療せりと云ふ。

第七節 アルゼンチンの「トラホーム」豫防

當地には土着的に蔓延せり。

豫防措置としては強力なる宣傳、就中學校に於ける智識の注入、ポスター類の發行、入國者に對する規則を制定して入國者検診を施行し「トラホーム」患者を送還する外、保健に關する規則をも制定し、一方國內「トラホーム」患者は公立又は寺院立研究所に送り、患者には治療の義務を課し、之れを治療し、「トラホーム」を有する學童は「トラホーム」學校に收容し、規則違反者には罰則を以て望みつゝあり（バルビール一九二七年）

第八節 アメリカ合衆國

アメリカ合衆國に於ては曩に外國移民の入國と共に、「トラホーム」の蔓延を來せし由來より、移民に對し嚴重なる監視を爲しつゝありしも一九一三年よりは「トラホーム」患者に對し絶對に入國を禁止するに至れり。

第一 「トラホーム」調査

之れが豫防及撲滅に對する施設としては、一九二二年四月八日議會の決議に基き、先づ「トラホーム」調査を開始するに決定せり。當時内

務省の豫算に關する下院委員會の説明は、「ミネソタ諸州の居留地に居住するインデアン間の甚大なる「トラホーム」の流布に注意を喚起せしめ本病は亦同州のメサバ並にフェルミリオン山脈の鑛夫間にもありと噂され」云々、一九二二年四月十日に開催されたるミネソタ州の衛生局の實行委員會の席上に於て、衛生局に對し州内交通關係と本病特に其の流布の研究の爲め、「トラホーム」専門醫をミネソタに送ることを要求するの決議は通過し、此の要求は後ミネソタ、ウイスコンシン並ノースダコタ各州選出國會議員により支持後援さる。又インド事務委員も、インデアン居留地が本病に侵され居る以上此の提案を妥當とし、「トラホーム」に付大なる經驗を有するクラークを此の職務の爲派遣せり。

調査の結果は地理地勢を異にするより自ら消長あれどもインデアンにして調査されたるもの五四五人中二五三人、即四六・一%は「トラホーム」患者なることを發見せられ、又四一三人のインデアン學校生徒の内二七人即三〇・七%亦然りと云ふ、（疑似患者は之等の中に含まず）。又メサバ山脈に於ける鑛夫一、三一九人中、三四人の「トラホーム」即二・七%六、三二九人の學校生徒中七人の「トラホーム」患者あり。フェルミリオン山脈に於ては鑛夫三九二人、學校生徒八二人中、一人の「トラホーム」患者もなかりしと云ふ。

ケンタツキ州に於ても、一九二二年六月一日衛生當局の要求に應じてジェー・マックムレーンを派遣し調査の結果、東部ケンタツキ州の山間部に横はるノット、ベリー、レスリ、プレシット、オースレー、の各郡及山脈に接する草原地帯に在るクラークトに於て、三、九七四名中五〇〇人の「トラホーム」患者即二・五%を見たり。疑似症を含まず、検査したるものは主に學校生徒なれども、他の機會に於て學校教員、學校附近の住民、常に疑はしき家庭、路傍の人にも及べり。而して同一郡にありても場所の異なるに従ひ罹病率に差あり、例へば一小河畔に居住せる四十家族即三百人には六〇—七〇%の「トラホーム」ありたりと云ふ。

次でテンネシー州、北ダコタ州、アルカンサス州、ミズリー州等をも同様に調査したり。之れ等の調査の結果各豫防並に撲滅に關する意見の提出あり。

第二 治療施設

一九一三年にはケンタツキ州（主としてノット地方に一の「トラホーム」治療院を公費を以て建設したるを初めとし、一九一七年には六ヶ所に設けられたり。而して此の種治療院は一ヶ所に常在するものにあらず、撲滅の目的を達成せば次の主要地に移轉し、絶えず閉閉を旨とす。斯くして「トラホーム」作業は絶へず繼續せられ、到る處多數の患者を治療し、偉大なる効果を期しつゝあること次の事實を見ても明かなり。

一九一六年總入所患者	一八、八四三名
個人的取扱	一七、九一四名
不完全視力所有者	一、九〇七名
手術人員	一、六八六名
内全身麻酔	一、二四四名
余治者	一、五〇〇名
救療總日數	二一、五四二日
食糧給與	二九、五四二日
六病院右總額	八九〇四・二七非
一日平均	〇・三非

其後一九二二年にはケンタツキ、テンネシー、ノース・ダコタ、アルカンサスの諸州又一九二三年にはケンタツキ、ミズリー、シエオルピア、テンネシー、アルカンサスに開設せられ、ミズリー州ローラの施療院に於ける盲人の一九・七％は「トラホーム」に因することをも發見せりと云ふ。

尙一九二四年にはテンネシア、ケンタツキ、ミズリー、アルカンサス、ノースダコダの諸州に普及せり。

治療後の成績に關し某郡衛生官の報告によれば、一九一三年より一九二二年に至る十ヶ年間に治療したる七四〇人を選び精しく検査したる結果、一二人は悪性となり、四六九人即六三％は完全に治癒せりと云ふ。

第三 野外臨床診断

地方開業醫並一般公衆の間の興趣を喚起する目的を兼ねて續行し、一九一六年には九回に及び、手術的療法を行ふこと二百七十回、醫師の出席せるもの百名に近く、此れ等は皆本病の診断治療に關する教化を受けたる次第なり。此際發見されたる患者は一九・五％(檢診二、三八八患者四六六)に及びたる由にて、一般に好評あり、續々開催を希望せられつゝありと云ふ。

此の方法は爾後繼續せられ、一九二三年には四十三回の野外臨床診断がケンタツキ、テンネシー、オハイオ、ウエストバージニア、ミズリー及アルカンサスに於て行はれ、一ヶ處二―五日にして此の間八千九十名を検査し約一〇％の患者を發見治療せり。

第四 家庭訪問並思想普及策

一方此間醫師及看護婦を一組とし、區内作業として忠實に家庭、學校を訪問せしめ、其回数一、二七七回に及び學校を訪問すること三二五校、冊子一一五〇八部を配布し、尙講話を行ひたり。

州地方の協力後援

本作業開州各地より屢々寄附あり(バージニア州一二〇〇\$ウエストバージニア州三〇〇\$テンネシー州四九五\$)、州衛生局並地方衛生局共に協力して出來得る限りの便宜を計りたり。

第五 規則 拔萃

一 ミズリー州衛生局規則

一九二〇年一月十四日

第一章

第二條 左ノ病氣ヲ以テ傳染病トナス

第一類(中略)

トラホーム(後略)

第三條 醫師ノ患者通告義務―醫師ニシテ彼カ訪ネ又ハ彼ヲ訪ネ若ハ受診ノ爲來リタル者ニシテ第二條第一項ニ記シタル病氣ニ罹レル旨知リ又ハ然カ信スルノ理由ナ有ストキハ速カニ其ノ旨居住所ノ地方衛生局又ハ衛生官吏ニ通告スヘク若シ公共團體ノ區域外ニ住ストキハ郡ノ郡衛生委員ニ對シテ之ヲ爲スヘシ斯ル通告ハ實行セラレ得ルトキハ電話ニ依テ爲サルヘク且患者ノ姓名年齢、職業並住所ト共ニ病名發病ノ時日ヲモ通告スヘキモノトス

第四條 戸主ノ通告義務―戸主ニシテ其ノ家族又ハ戸内ニ於テ醫師ニ係ラスニ第二條第一類ニ掲記シタル病氣ニ罹リ居ル者アルヲ知リ又ハ然カ信スルノ理由ナ有ストキハ當ニ二十四時間以内ニ其ノ旨居住所ノ地方衛生局又ハ衛生官吏ニ通告スヘク若シ公共團體區域外ニ住スルナラハ郡ノ郡衛生委員ニ對シテ通告スヘシ本通告ハ實行セラレ得ルナラ電話ヲ以テ且亦書面ヲ以テ之ヲ爲スモノトス

第五條 郡衛生委員ニ對スル通告―各地方衛生局ノ衛生官吏又ハ執行官吏ハ其ノ駐在郡ノ郡衛生委員ニ對シテ該委員ニ依リ本目的ノ爲與ヘラレタル用箋ヲ使用シ且、之等用箋ニ依テ定メラレタル時並方法ヲ遵守シテ第二條第一類ニ列記セラルル病氣ノ凡テノ患者並發生ヲ速時ニ報告スヘキモノトス

第六條 州衛生局ヘノ通告―郡衛生委員ハ第二條第一類ニ指定セラレタル通告セラルヘキ病氣ニシテ土曜日迄ノ先週(土曜日モ入ル)中ニ其ノ郡管轄權限内ニ於テ通告セラレタル凡テノ病氣ヲ速カニ州衛生局ニ通告スヘシ、本通告ハ次週木曜日迄ニ州衛生局ノ到達スル様郵送スヘキモノトス

第七條 衛生官吏ノ義務―衛生官吏ニシテ其管轄區域内ニ於テ通告ヲ要スル病氣ノ患者アル旨報知セラレ又ハ然カ信スルノ理由ナ有ストキハ速カニ該患者ニ付事實ノ検査ヲ爲シ且隔離又ハ斯ル患者取扱ニ關シ州衛生局ニ依リ指定セラレタル衛生方法ヲ講スヘシ

第八條 隔離―州衛生局カ傳染性アリ又ハ隔離ヲ要スト宜シタル又ハ宜スヘキ傳染病患者ノ凡テニ付次ノ諸程度ノ隔離又ハ抑制方法ヲ實行スヘシ、曰ク完全隔離、制限隔離並看護

看護―看護トハ次ノ如キモノヲ意味シ又次ノ如キモノナリ

- (a) 地方衛生局官吏又ハ其ノ代理人ニ依リ、傳染病ニ罹リ又ハ感染シタル者若ハ州衛生局ノ規則ニ依テ注意スヘキモノトモテラルル病氣ニ罹リ又ハ感染シタル者ニシテ且完全隔離又ハ制限隔離ノ規則ノ適用ヲ受ケサル者ニ付時々爲サル視察ナリ
- (b) 病氣ノ看護並傳染擴布ノ豫防ノ爲手段ヲ講スルニ關係アル人々ニ對シ印刷又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ知識並警戒ヲ與フルコトナリ

(c) 次ニ掲ケル病氣ニ罹リタル者ハ看視ノ下ニ置カルヘキモノトス(トヲホーム)(外ハ略ス)

(中略)

第九條 傳染病ニ罹ル虞アル地位ニアル者又ハ傳染病ニ罹リ或ハ傳染可能性アリ或ハ傳染病媒介者ナリトシテ疑アル者ハ潜伏期ノ經過シ又ハ病氣ノ性質ノ決定セラレ又ハ傳染可能ノ期間並公衆ニ對スル危險ノ終了スル迄第八條ニ於テ規定セラルル看視(中略)ノ下ニ置カルヘキモノトス而シテ斯ル者ハ地方衛生局又ハ衛生官吏ニ依リ與ヘラルヘキ命令ニ從ヒ且數減ヲ遵守スヘシ

第十條 兒童(メーン)第八條ト同シ

第十一條 成年者ハ必スシモ隔離セラルルノ要ナシ(略)

第十二條 屋内立入並看視ノ權利 州又ハ地方衛生當局ノ官吏カ其ノ職務ノ正當ナル執行トシテ如何ナル建物又ハ室ニ立チ入ルモ之ヲ妨害シ又ハ反對スルコトヲ許サス、又州又ハ地方衛生當局事務關係看視人カ其ノ職務ノ正當ナル執行トシテ斯ル建物又ハ室ノ如何ナル占有者ヲ看視シ又ハ検査スルモ之ヲ妨害シ又ハ反對スルコトヲ許サス

第十三條 (略)

第十四條 隔離規則ノ違反(前略)看視ニ關スル一般規則ノ何レカニシテ又ハ衛生官吏ノ命令規則ノ何レカニシテ犯サレ又ハ違反セラレタルトキハ、地方衛生局又ハ衛生官吏ハ公衆ノ安全ノ爲必要ト認メタル場合ニ完全隔離又ハ制限隔離ヲ強制スルコトヲ得

第十五條 (略)

第十六條 (略)

第十七條 (略)

第十八條 何人ト雖、公衆圖書館又ハ巡回文庫ヨリ傳染病ノ存スル家又ハ家庭内へ書籍又ハ雜誌携スルヲ許サス又何人ト雖斯ル圖書館へ地方衛生局ノ許可ナクシテ傳染病ノ存シタル家庭内ニアリタル書籍又ハ雜誌ヲ返還スルヲ許サス

第十九條 (略)

第二十條 教師ノ義務—兒童ニ付傳染病ノ發生ヲ豫示(暗示)スルカ如キ狀態又ハ徵候ニ注意スルハ教師又ハ校長ノ義務トス而シテコノ此ノ種ノ病氣カ當該公共團體ニ存スル場合ニ於テ特ニ然リトス(中略)教師又ハ校長ハ兒童ノ傳染病ノ疑アル狀態ヲ速カニ衛生官吏ニ通告スヘク又衛生官吏又ハ醫師ニ依リ診察セラルル迄ハ斯ル兒童ヲ教室ヨリ退場セシムヘシ、更ニ教師ハ傳染病ノ現ニ存シ又ハ最近迄存シタル家ヨリ登校スル兒童ヲ地方衛生局又ハ衛生官吏ヨリ復校セシムル許可ヲ與フルモ可ナリトスル證明書ノ與ヘラルル迄ハ教室ニ入ラシメサルモノトス

第二十一條 醫師ハ傳染病患者ヲ發見スルト共ニ速カニ州衛生局ヨリ時々發シラルル規則又ハ印刷セラレタル教示ノ要求スルカ如キ患者ノ隔離其ノ他ノ行動ヲ遵守スルノ義務ヲ有ス而シテ傳染病ノ發見セラレタル家族、家又ハ場所ニ在ル凡テノ者又ハ斯ル場所ニ居住シ又ハ滞在シ居タル凡テノ者ハ其ノ衛生官吏ニ依テ改メラレ又ハ取消サルル迄ハ醫師ヨリ受クル教戒又ハ教示ニ從ヒテ行動スヘシ

第二十二條 (略)

第二十三條 (略)

第二十四條 (略)

第二十五條 危急時ニ於ケル州衛生局ノ行動、地方的又ハ一般の傳染病ニ脅カサレ又ハ取締ノ適切ヲ缺ク場所アリテ公衆衛生ヲ危險ナラシメ何等カノ行

動ノ必要ナルコトニ注ガシムコトヲ求メラルルカ如キ場合ニ於テハ速時ニ右場所ヲ調査シ且必要ナリトセラレ而モ州衛生局ノ權限内ニ屬スル行動ヲ探ル爲執行官吏ハ州衛生局ヨリ一人又ハ其以上ノ人ヲ又其ノ代理人ヲ派遣スルコトヲ得(略)

第三章

第二條 ニハ共用タオルヲ禁止スル旨規定ヲ設ク

第五章

第三條 學校ノ閉鎖州衛生局其ノ執行官吏又ハ郡衛生官吏、町ノ衛生局ニシテ傳染病ノ流行ノ爲學校ヲ閉鎖スルノ可ナル旨認メタルトキハ傳染病ノ流行スル地區内ノ學校、監督員會又ハ公私ノ學校教區ノ學校日曜學校ニ付責任アル公衛ニ對シ速カニ凡テ學校ヲ閉鎖シ正當ナル衛生官吏ニ依テ命令ノ與ヘラルル迄ハ再ヒ開校スヘカラサル旨ノ書面ニ依リ注意ヲ與フヘシ

二 モンタナ州衛生局規則

一九二〇年三月九日

第一部

第一條 (a) (トヲホーム)ヲ傳染病第一類中ニ掲ケタリ

(b) (前略)爾後(a)項ニ記セラレタル傳染病ニ罹リ又ハ感染シ若ハ右病氣ニ罹リ又ハ感染ナシ居ル旨疑ハシク思ハルル者ヲ取扱ヒ又ハ検査スルモンタナ州内ノ醫師ハ速カニ書面ヲ以テ斯ル傳染病患者ヲ其ノ發生シタル地方ニ管轄權限ヲ有スル地方又ハ郡衛生官吏ニ報告スヘシ

右報告ハ郵便、特別ナル使、又ハ出頭ノ方法ニ依リ提出セラルヘク又次ノ記載ヲナスヘキモノトス

1. 發病時日
2. 病名又ハ推定病名
3. 患者ノ姓名、年齢、性、人種、生地、職業、住所及通學學校又ハ被褥地
4. 戸内ノ成年者及兒童ノ數
5. 病氣ノ源泉又ハ推定源泉若ハ原因又ハ推定原因
6. 報告ヲ爲シタル醫師ノ姓名並住所

(c) (d) (略)

(e) 戸主ニシテ若シ其家族又ハ戸内ノ者ノ傳染病ヲ有スルヲ知リ又ハ然カ信スルノ理由ヲ有スルトキハ常ニ速カニ其ノ旨市、町ノ衛生官吏ニ若シ町市ノ區域外ニ住スルナラハ郡衛生官吏ニ通告スヘシ而シテ斯ル通告ハ出來得ル限リノ最短期間ト最モ直接ナル通達方法トヲ以テ地方又ハ衛生官吏ノ役所ニ提出スヘキモノトス(後略)

(f) 二週日以内ノ幼兒ノ日カ紅潮ノ徵候ヲ起シ又ハ膨レ又ハ異常ノ分泌物ヲ有シ而モ何等醫師ニ係リ居ラサルトキハ產婆、看護人、附添人、戸主其他患者ノ保護者ハ常ニ速カニ斯ル患者ノ存在スル旨ノ報告ヲ權限アル地方又ハ郡衛生官吏ニ對シテ爲スヘキモノトス(後略)

(g) 教師又ハ學校看護婦其他公私ノ學校ヲ管理スルモノニシテ其ノ學校ニ通學シ又ハハシテ居ル者ノ中ニ傳染病患者アルヲ知リ又ハ疑ハシク思フトキハ常ニ速カニ權限アル地方又ハ郡衛生官吏ニ對シ其ノ旨通告スヘシ(後略)

- (g) (略)
- (h) (i) (略)
- 第二條 (略)
- 第三條 (略)
- 第四條 (略)

第二部

第三條 本州ノ何レカノ部分ニシテ、近接セル州、地方、又ハ外國領域ヨリ傳染病ノ來ル虞ニ依リ脅威サルルカ如ク見ユルトキハ、當ニ州衛生局ノ秘書官並執行官吏ハ必要ト認メラルル地點ニ於ケル州境界ニ隔離所ヲ設置シ維持スルノ權限ヲ有ス、又州内ニ於テ又ハ州内ヘ斯ル病氣ノ移入又ハ流布スルヲ凡テノ傳染シタル者、場所並物件ノ看視、除去並消毒ニ依テ豫防シ又ハ豫防ノ目的ノ爲採用シ又ハ公布シタル諸規則ヲ強行スルノ權ヲ有ス

第五條 (略)

第六條 何レカノ市、町、公共團體ニ於テ傳染病ノ存在スルトキハ州衛生局ハ常ニ、公衆衛生ノヨリヨキ保全並病氣ノ發展ト流布トノ豫防ノ爲該傳染病ノ存在シ繼續スル間凡テノ活動常設館劇場、教會、日曜學校其他公集會ノ爲使用セラルル場所ノ閉鎖ヲ命ジ又公開講演、社交、ダンス、並他ノ凡テノ公集會ヲ禁止スルコトヲ得

第二十二條 衛生官吏ニシテ兒童ノ通學シ又ハ屢々學校ヲ訪ルルヲ常習スル者ノ住ム家庭内ニ於テ傳染病ノ存在スル旨ヲ知リタルトキハ速カニ本病ノ存在並該病家ヲ、若シ學校監督者アル町ニ住ムトキハ右監督人ニ對シ若シ學校監督者アル町ニ住ムトキハ右監督人ニ對シ若シ學校ノ直ク近所ニ住ムトキハ教師ニ對シテ通知スヘシ

第二十三條 教師並兩親ノ義務

(a) 公私ノ學校又ハ教區ノ學校ノ校長又ハ教師ニシテ其ノ監督ノ下ニ在ル生徒カ傳染病ニ罹リ居リ又ハ感染ノ危險アル地位ニ在リタル旨疑ハシク思フノ理由アルトキハ、生徒ヲ歸宅セシムヘク斯シテ除斥セラレタル生徒ハ權限アル地方又ハ郡衛生官吏又ハ衛生官吏ノ指揮又ハ承諾ニ依リ行動スルトコロノ法令上權限ヲ賦與セラレタル醫師ヨリ受ケタル右兒童ノ何等傳染病ニ罹リ又ハ感染ナシ居サル旨證スル證明書ヲ提出スル迄ハ復校ノ許可ヲ與ヘラレサルモノトス

- (b) (略)
- (c) (略)
- (d) (略)

(e) 學校教師、學校看護婦、學校醫又ハ衛生官吏ハ傳染病ノ存在又ハ傳染病ノ媒介者タルヲ存ヤチ決定スル爲必要ナル検査ヲ通學兒童ニ付行フヘシ

(f) 傳染病ニ感染スルノ危險アル地位ニアリ又ハ傳染病ノ存シタル家ニ居住スル兒童ハ權限アル衛生官吏又ハ衛生官吏ノ命令又ハ承諾ニ依リ行動スルコロノ法令上權限ヲ賦與セラレタル醫師ノ書面ニ依ル許可ヲシテ通學スルコトヲ許サス有許可ハ兒童ノ以テ通學スル狀態並州、地方、又ハ郡衛生局ノ凡テノ規則カ嚴格ニ遵守セラレタル旨又ハ遵守セララレツアル旨記述スルコトヲ要ス

(g) 學校ヨリ除斥セラルヘキ傳染病ニ罹リ又ハ罹ルノ危險アル地位ニアルノ故ヲ以テ兒童ヲ拘禁シツツアル兩親、保護者又ハ其ノ他ノ者ハ凡テノ規則ヲ遵守スル場合ノ外通學スルヲ許スヘカラス

第二十四條 學校ノ閉鎖

(a) 州衛生局又ハ其ノ執行官吏又ハ其ノ代理人又ハ地方若ハ郡衛生官吏又ハ衛生局ニシテ傳染病ノ流行ノ爲學校ヲ閉鎖スルノ可ナルヲ認メタルトキハ、傳染病ノ流行スル地域内ノ學校監督員會又ハ私立學校教區ノ學校、日曜學校ニ付責任アル教育局ニ對シ速カニ右學校ヲ閉鎖シ且正當ナル衛生官吏ノ許可アル迄ハ右學校ノ再ヒ開校スルノ許可ヲ與フヘカラス

(b) (略)

第二十五條 媒介者ノ隔離「媒介者」タル者ハ公衆衛生ニ對スル一ノ脅威トイフヲ得ヘク從テ斯ル者ハ速カニ其ノ住スル區域ニ付管轄權ヲ有スル地方又ハ郡衛生官吏ニ對シ其ノ姓名並住所ヲ通告セラレヘキモノトス、郡又ハ地方衛生官吏ハ速カニ調査ヲ遂ケソノ結果並所見ヲ州衛生局ニ對シ通報スヘシ州衛生局ヨリノ指示ニ接セラルル地方又ハ郡衛生官吏ハ公共ニ對スル危險アリト認メタルトキニ於テハ右媒介者ヲ隔離スヘシ、既に媒介者トシテ知らレ又ハ媒介者トシテ疑ハシキ者何等ノ許可ヲシテ地方又ハ郡當局者ノ管轄區域ヲ離ルルカ如キ場合ニ於テハ州衛生局ハ郡又ハ地方衛生官吏ニ依テ右媒介者ノ姓名並目的地ヲ通報セラレヘキモノトス

第四十一條 「トラホーム」

(a) 「トラホーム」ニ罹レル兒童ハ如何ナル公私ノ學校又ハ教區ノ學校ニモ通學スルヲ許サス

(b) 教師ニシテ其ノ世話ノ下ニ在ル兒童カ「トラホーム」ニ罹リ居ルコトヲ信スルノ理由ヲ有スルトキハ郡並地方衛生官吏及ヒ右兒童ノ兩親ニ對シテ通知スヘシ

(c) 本病ヲ有スル兒童ノ兩親並患者ハ他ノ者ヘ傳染ノ豫防方法並共同ノ「タオル」洗面器ヲ使用スルノ危險ニ付特別ナル警戒ヲ與ヘラルヘキモノトス

第三部

第一條 衛生官吏ノ公衆建築部視察義務「各地方又ハ郡衛生官吏ハ其ノ管轄區域内ノ凡テノ校舍、教會、劇場其ノ他公衆建築物ニ付少クモ年一回其ノ他必要ト認メタルトキ又ハ州衛生局又ハ其ノ代理人ニ依リソノ目的ノ爲派遣セラレタルトキニ於テ之ヲ視察スルノ義務ヲ有ス而シテ若シ學校敷地教室其ノ他ノ公衆建築物又ハ其ノ一部分ニシテ通學スル者又ハ内部ノ者若ハ屢々訪問スル者ノ健康又ハ生命ヲ害スルカ如キ不衛生ナル狀態ヲ呈スルアラハ衛生官吏ハ斯ル不衛生ナル狀態ノ除去セラレ又ハ匡正セラルル迄學校ノ閉鎖又ハ其ノ他ノ公衆建築物ノ使用ノ停止又ハ制限ヲ命スヘシ

第二條 校舍ノ衛生的諸要件

- (a) 校舍敷地ノ排水完備(略)
- (b) 設計(略)
- (c) 温度 温度設備ハ最モキロシキ季節ニ於テサヘ室ノ温度カ七十度ヲ容易ニ保ツカ如クナスヘシ
- (d) 採光 光線ハ各教室ノ左方又ハ左並後方ヨリ採ルヘキモノトス而シテ窓ノ面積ハ各室ノ床ノ面ノ七分ノ一ヲ下ルヘラス
- 窓ハ床ヨリ一フット以内ニ來ラサルヘカラス而シテ黑板ハ窓ト窓トノ間ニ置カサルモノトス

(e) 通風(略)
 (f) 供水(清潔ナル水ノ供給ヲ定ム略)
 (g) 便所(略)
 (h) 同(略)
 (i) 前庭(略)

第四條ニ於テハ公ノ場所ニ於ケル共用「タオール」ヲ禁シタリ
 第七條ハ見切賣ニ於テ、古着、古道具ノ賣却セラルル前ニ清潔ナル方法(クリーニング)又ハ消毒ノ施サルヘキ旨規定シタリ(略)
 第四部は各種工業用倉庫の建築に際し傳染病の豫防の爲州衛生局の認めたるが如き方法に従ひ且同局よりの書面に依る許可を受くべきものとなし(第一條)次に右許可を受くる方法を規定し(第二條)更に衛生官吏の義務(第三條)倉庫の健康的條件(第四條)倉庫内に傳染病の發生したる場合の處置方法(第五條)の各項目に於て規定したり然れども之等の規定は「トラホーム」に關し差して重大なる關係あるものと認められず依て茲には其略述を省略し單に其の大綱を略述するに止めたり

第五部公衆用運搬車に付て
 第六條「一人以上ノ使用ノ爲ノ「タオール」ヲ備付クルコトヲ禁止シタリ而シテ「清潔」ニナシ且沸騰ニ依リ殺菌シタル後ニ於テハ再ヒ使用スルコトヲ得ルシタリ(全譯略)」
 第七條 州内ノ旅行者ニ對シ寢具ヲ供給スル者又ハ斯ル工場會社ハ寢床寢室其ノ他睡眠ノ用ニ供セララル用具ニ洗濯後何人ニモ使用セラレサリシ清潔ナル「シート」並枕箱ヲ備ヘ付クヘシ(後略)
 第九部に於て本法は公設看護人に付隔離、権限、並義務に關する規定を設けたリ

尙各州の規則あるも何れも大同小異なるを以て略す。
 斯くアメリカ合衆國に於ては外國人の「トラホーム」患者入國の禁止、各州に於ける調査、移動治療所の開設、届出の命令(一九二五年二十九州)等を行ひ、患者に對しては遠隔の地に許可なくして他出並に移動を嚴禁する等銳意本病の豫防並に撲滅に從事し居れり。

第八節 「トラホーム」届出強制諸國

最近(一九二五年)「トラホーム」届出を強制し居る諸國は如左

ヨーロッパ、獨逸、オーストリア、ダンチヒ、エストニア、フランス、ハンガリー、イタリア(條件付)、ラトヴィア、リトニア、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、チェコスロヴァキア、サール領地、アメリカ、ブラジル、チリ、コスタリカ、キューバ、ドミニカ島、北米二十九州、ハワイ、メキシコ、パナマ運河地帯、ウルグワイ、アフリカ、アルゼンチン、南アメリカ聯盟、オーストラリア、ニュージーランド、アジア、チアラス

以上各國に於ける状況を見るに、各地其本病の災禍を認め居らざるもなく、其程度範圍こそ違へ、皆夫々國情に應じて豫防的活動を怠

らざるの點に於て相一致せり。殊に獨逸に於ける防戦並歐洲各國主要病院に於ける治療的豫防施設、アメリカ最近の目醒ましくも徹底せる活動振乃至は英國の埃及に於ける奮闘等、何れも皆吾等國民に取り好個の刺戟たらざるなし。

最後に諸外國より勞力の供給を受けつゝありし諸國が最近に至り、競ふて移民入國者に對し嚴密なる身體検査を施行し、發見「トラホーム」患者を送還する等本病に依る國土浸蝕を防ぎつゝあるは別途記載の通りなり。

亞米利加に於ける治療院並病院の取扱手術等 (一九一七年)

治療院並病院の取扱手術等	ジャクソン病院 (ケンタッキ)	ロンドン病院 (ケツタッキ)	マイクヒル病院 (ケンタッキ)	ケイホルン病院 (バーサニ)	ウエルヒ病院 (ワシントン)	マスリウエル病院 (シイ)	總計
總 舊 患 者	三〇、五五	一、三三	一、八〇	八〇〇	八九〇	三、一九九	一〇、四八三
ト ラ ホ ー ム 患 者	二、九一	八八八	一、四三	六七	四三三	三、三三	八、四八〇
ト ラ ホ ー ム 患 者	二、四〇	一、三三	一、二九	九七	九〇	一、八〇	七、四四
ト ラ ホ ー ム 患 者	二、九	三三	三三	一七	一八	八八	一、七六
取 扱 入 場 者 數	四、三六	三、〇五	三、六九	一、七六	一、八三	五、一五	一八、四三
一 日 平 均 入 場 者	四、四	三、〇	三、七	一、七	一、八	五、一	一九、四
ト ラ ホ ー ム ノ 爲 視 力 損 傷 ノ 患 者	三	三	三	三	三	三	三
ト ラ ホ ー ム ノ 爲 角 膜 不 透 明 ノ 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ト ラ ホ ー ム ノ 依 ル 兩 眼 失 明 ノ 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ト ラ ホ ー ム ノ 依 ル 一 眼 失 明 ノ 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ト ラ ホ ー ム ノ 依 ル 潰 瘍 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ト ラ ホ ー ム ノ 依 ル Pannus 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ト ラ ホ ー ム ノ 依 ル Entropion 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ト ラ ホ ー ム ノ 依 ル 眩 暈 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ト ラ ホ ー ム ノ 依 ル 瞳 疔 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ト ラ ホ ー ム ノ 依 ル Photophobia 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ト ラ ホ ー ム ノ 依 ル Conjunctivitis 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ト ラ ホ ー ム 綠 内 障 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ト ラ ホ ー ム 全 快 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ト ラ ホ ー ム 全 快 患 者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
前 年 中 入 院 許 可 ナ 受 ケ タ 者	三〇	二〇	一七	一〇	三	〇	六〇
前 年 中 入 院 許 可 ナ 受 ケ タ 者	二〇	一〇	七	三	一	〇	四〇

